

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	とうみ生活応援クーポン券事業	①全市民に参加加盟店(市内中小企業対象)で使えるクーポン券を配布し、利用していただくことで、物価高騰の影響を受けている市民に対する食料品への支援を含む負担軽減と市内経済の活性化を目的とする。 ②市民へクーポン券(5,000円/人)を配布する経費及び精算金を対象とする。 ③委託料:162,816,520円 【積算基礎】精算金:143,645,000円(@28,729人×5,000円)、印刷経費:2,042,000円(クーポン券一式1,100,000円、チラシ@20円×25,400枚・挨拶文@10円×12,700通、ポスター制作@300円×300枚、ラベル代80,000円、封筒代@10×12,700枚、ポスター用紙代10,000円)、発送経費:2,540,000円(郵送料@180円×12,700通、封入作業費@20円×12,700通)、手数料・周知費等:240,000円(振込手数料80,000円、加盟店通知費用160,000円)、人件費2,919,000円、委託経費及び消費税:11,430,520円 ④市民、市内中小企業者	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減交付金(激変緩和措置)(R6補正)	①物価高騰の影響を受け、令和6年4月に改定した給食費について、学校給食会計に対して補助金を交付することで、改定額の一部を減免する措置を講じ、児童生徒の保護者の急激な負担増加を緩和するため。 ②小中学校の給食費改定分の減免に係る費用(学校給食会計に対して減免相当額の補助金を交付)(教職員の給食費除く)(18節) ③補助額×給食提供日数×児童生徒数 ・小学校 減免額31円×給食提供日数200日×児童数1,415人=8,773千円 ・中学校 減免額35円×給食提供日数200日×生徒数775人=5,425千円 (合計14,198千円のうち、8,498千円はR7予備費分を充当) ④学校給食会計、児童生徒保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減交付金(食材費高騰分補填)(R6補正)	①令和6年4月の給食費改定後の更なる物価高騰の影響を受けている学校給食費について、当該価格高騰分を市が負担することとし、学校給食会計へ直接補助することで、保護者負担となる給食費の再改定は行わずに必要な栄養量や質を維持するため。 ②給食費改定後の物価高騰分の費用(学校給食会計に対して物価高騰分相当額の補助金を交付)(教職員の給食費除く)(18節) ③補助額×給食提供日数×児童生徒数 ・小学校 補助額27円×給食提供日数200日×児童数1,415人=7,641千円 ・中学校 補助額31円×給食提供日数200日×生徒数775人=4,805千円 (合計12,446千円のうち、6,369千円はR7予備費分を充当) ④学校給食会計、児童生徒保護者	R7.4	R8.3
4	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電製品普及促進事業補助金	①電力が高騰している中、省エネ家電製品(電気冷蔵庫・LED照明)への買い換えを行った市民に対し補助金を交付することで生活の支援を図るとともに、市民の省エネルギーに対する意識を醸成する。 ②省エネ家電製品普及促進事業補助金の交付に要する経費(18節) ③電気冷蔵庫:30,000円(上限)50台 1,500,000円 LED照明:15,000円(上限)92件 1,380,000円 エアコン:30,000円(上限)30台 900,000円 合計 3,780,000円 ④市民	R7.4	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産飼料価格高騰対策事業補助金	①国際情勢や円安の影響により、飼料価格が高騰し、経営が圧迫されている畜産農家に対し、経営安定を図ることを目的として、畜産飼料の購入費の一部を補助する。 ②令和7年度の経営を支援するため、令和6年分の税申告において申告した畜産飼料費の経費の合計から消費税相当額を除いた額に40%を乗じて得た額を補助する。(150万円を限度とする。) ③上限1,500,000円×15経営体(補助金上限21,960千円) ④市内に住所又は畜舎を有する畜産事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	原油価格高騰対策支援金	①原油価格高騰に伴い事業経費増加で影響を受けている事業者への支援金支給により、経営継続を支援する。 ②事業者への支援金(18節) ③1事業者あたり上限30万円×市内34事業者≒1,000万円 ④市内 貨物自動車運送事業者、運転代行事業者、タクシー事業者、公衆浴場事業者、クリーニング事業者、索道事業者	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療福祉施設等価格高騰対策支援給付金	①エネルギー価格等の価格高騰に直面する医療機関及び福祉施設等の安定的なサービスを支援するため、光熱費・食材費・ガソリン代の価格高騰分の一部を助成する。 ②事業者への給付金(18節) ③【基準額】入院・入所施設 48,000円×30施設 訪問系サービス 8,000円×30施設 通所・診療所等 24,000円×74施設 【加算額】医療機関 6,000円×病床数139床 入所施設 2,800円×利用定員533人 通所施設 800円×利用定員480人 通所施設・訪問系サービス 8,000円×71施設 (県で行っている同型事業を見本として、その4/10の設定額及び施設) ④市内の医療機関、薬局、助産所、高齢者福祉施設、障がい福祉施設	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	上水道動力費支援事業	①電力高騰の影響が顕著な上水道施設に対し、物価高騰対応事業として、基準年度(令和3年度)との比較により増加した経費(動力費)を支援し、事業経営の安定化を図る。 ②水道事業会計の動力費高騰に対する補助(18節) ③令和6年度実績－令和3年度実績＝13,095千円 (令和7年度動力費を令和6年度と同等と見込む) ④水道事業会計(水道使用者)	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道動力費支援事業	①電力高騰の影響が顕著な下水道施設に対し、物価高騰対応事業として、基準年度(令和3年度)との比較により増加した経費(動力費)を支援し、事業経営の安定化を図る。 ②下水道事業会計の動力費高騰に対する補助(18節) ③令和6年度実績－令和3年度実績＝10,722千円 (令和7年度動力費を令和6年度と同等と見込む) ④下水道事業会計(下水道使用者)	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民病院エネルギー価格高騰支援補助金	①電力価格高騰の影響を受けている市民病院を支援することで、病院環境の悪化やサービス低下を防ぐ。 ②病院事業会計への繰出による市民病院の電気料高騰に対する補助(18節) ③(R7.4電気料金/R7.4電気使用量)－(R3.4電気料金/R3.4電気使用量)×1,897,449kw≒22,389千円 ※1,897,449kwはR6年間電気使用量の実績値であり、R7年度についても同等の使用量となる見込み ④病院事業会計	R7.4	R8.3
11	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通緊急支援事業交付金(しな鉄)	①物価高騰により第三セクター鉄道路線の修繕費が経営に影響を与えていることから、利用者への価格転嫁を抑制するとともに、安定的な運行の維持を支援する。 ②修繕工事費に対する負担金(18節) ③軌道等修繕費364,000千円(軌道1.9億円＋土木・電力・信号1.7億円＋界標保守4,000千円)×1/6(沿線市町負担割合)×7.5%(出資割合)≒4,550千円 ④しなの鉄道株式会社	R7.9	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減交付金(激変緩和措置)(R7予備費)	①物価高騰の影響を受け、令和6年4月に改定した給食費について、学校給食会計に対して補助金を交付することで、改定額の一部を減免する措置を講じ、児童生徒の保護者の急激な負担増加を緩和するため。 ②小中学校の給食費改定分の減免に係る費用(学校給食会計に対して減免相当額の補助金を交付)(教職員の給食費除く)(18節) ③補助額×給食提供日数×児童生徒数 ・小学校 減免額31円×給食提供日数200日×児童数1,415人＝8,773千円 ・中学校 減免額35円×給食提供日数200日×生徒数775人＝5,425千円 (合計14,198千円のうち、5,700千円はR6補正分を充当) ④学校給食会計、児童生徒保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減交付金(食材費高騰分補填)(R7予備費)	<p>①令和6年4月の給食費改定後の更なる物価高騰の影響を受けている学校給食費について、当該価格高騰分を市が負担することし、学校給食会計へ直接補助することで、保護者負担となる給食費の再改定は行わずに必要な栄養量や質を維持するため。</p> <p>②給食費改定後の物価高騰分の費用(学校給食会計に対して物価高騰分相当額の補助金を交付)(教職員の給食費除く)(18節)</p> <p>③補助額×給食提供日数×児童生徒数 ・小学校 補助額27円×給食提供日数200日×児童数1,415人=7,641千円 ・中学校 補助額31円×給食提供日数200日×生徒数775人=4,805千円 (合計12,446千円のうち、6,077千円はR6補正分を充当)</p> <p>④学校給食会計、児童生徒保護者</p>	R7.4	R8.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	エネルギー等物価高騰対応給付金	<p>①エネルギー価格高騰に伴う、生活保世帯を含む住民税非課税世帯の家計への負担軽減を図る。</p> <p>②職員手当等、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金</p> <p>③ (職員手当等) 2.5千円×60h×4月=600千円 (報酬) 1名分(週3、6h) 559.8千円 (共済費) 1名分 社会保険料 84千円 共済費 60千円 (旅費) 1名分 36千円 ※上記費用(職員手当等、報酬、共済費、旅費)については本事業に従事する会計年度任用職員分 (需用費) 消耗品 400千円 印刷製本費3千世帯×100円=300千円 (役務費) 郵便料 3千世帯×110円×2回=660千円 手数料 口座振込手数料 3,000世帯×160円=480千円 (負担金、補助及び交付金) 5千円×3千世帯=15,000千円 ④生活保護世帯、住民税非課税世帯</p>	R7.12	R8.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ひとり親世帯の子どもへの給付金	<p>①物価高騰等による負担を軽減するため、低所得のひとり親世帯に対し、給付金を支給する。</p> <p>②ひとり親世帯を対象に給付金を支給</p> <p>③児童300人×10,000円=3,000千円 郵送料等:114千円 委託料:200千円</p> <p>④生活者(児童扶養手当受給世帯)</p>	R7.12	R8.3
16	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応制度資金融資利子補給金	<p>①物価高騰の影響を受けた企業に対する利子補給を行うことで中小企業の負担軽減を図り、経営の持続化を支援する。</p> <p>②制度資金融資利子補給金(18節)</p> <p>③物価高騰対策分利子補給金1事業者あたり平均100千円×55件(想定)=5,500千円</p> <p>④市内中小企業者</p>	R8.1	R8.3
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応融資斡旋保証料補助金	<p>①物価高騰等により、厳しい経営状況にある中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <p>②信用保証料に対する補助金(18節)</p> <p>③物価高騰対策分信用保証料1事業者あたり平均200千円×40件(想定)=8,000千円</p> <p>④長野県信用保証協会及び市内中小企業者</p>	R8.1	R8.3